

令和4年度第3回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

# 資料 3

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画の  
中間見直しについて  
(量の見込みと提供体制の変更箇所)



(新)

第5章 量の見込みと提供体制

<令和5年度>

(単位：人)

		令和5年度(令和6年4月1日時点)					
		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,474	911	2,597	2,080	396	
	神根、安行、戸塚	2,340	50	1,891	1,215	243	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,943	326	1,823	1,209	238	
	合計①	6,757	1,287	6,311	4,504	877	
		7,598		5,381			
提供体制の確保の内容・実施時期	中央 横曽根 青木 芝	特定教育・保育施設	968	183	3,135	1,553	338
		新制度未移行の幼稚園(※)	3,715	120			
		特定地域型保育事業				426	100
		認可外保育施設				0	0
	神根 安行 戸塚	特定教育・保育施設	141	51	1,941	871	187
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,830	20			
		特定地域型保育事業				334	81
		認可外保育施設				4	2
	南平 新郷 鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	622	105	1,788	940	215
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,555	20			
		特定地域型保育事業				128	40
		認可外保育施設				3	1
	合計②		10,831	499	6,864	4,259	964
			7,363		5,223		
	②-①		4,074	-788	553	-245	87
			-235		-158		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

(旧)

第5章 量の見込みと提供体制

<令和5年度>

(単位：人)

		令和5年度(令和6年4月1日時点)					
		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,474	1,021	2,487	2,293	424	
	神根、安行、戸塚	2,340	362	1,579	1,422	302	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,943	674	1,475	1,333	276	
	合計①	6,757	2,057	5,541	5,048	1,002	
		7,598		6,050			
提供体制の確保の内容・実施時期	中央 横曽根 青木 芝	特定教育・保育施設	1,541	636	3,526	1,884	326
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,497	187			
		特定地域型保育事業				393	97
		認可外保育施設				12	6
	神根 安行 戸塚	特定教育・保育施設	675	377	2,238	1,135	224
		新制度未移行の幼稚園(※)	1,882	34			
		特定地域型保育事業				258	74
		認可外保育施設				0	0
	南平 新郷 鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	863	407	2,094	1,075	206
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,026	69			
		特定地域型保育事業				232	64
		認可外保育施設				12	6
	合計②		9,484	1,710	7,858	5,001	1,003
			9,568		6,004		
	②-①		2,727	-347	2,317	-47	1
			1,970		-46		

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

(新)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

<令和6年度>

(単位：人)

		令和6年度(令和7年4月1日時点)					
		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,517	1,011	2,557	2,043	380	
	神根、安行、戸塚	2,379	21	1,953	1,191	232	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,977	313	1,873	1,205	234	
	合計①	6,873	1,345	6,383	4,439	846	
		7,728		5,285			
提供体制の 確保の内容・ 実施時期	中央 横曽根 青木 芝	特定教育・保育施設	1,152	219	3,135	1,569	341
		新制度未移行の幼稚園(※)	3,395	100			
		特定地域型保育事業				426	100
		認可外保育施設				0	0
	神根 安行 戸塚	特定教育・保育施設	141	51	1,941	871	187
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,830	20			
		特定地域型保育事業				334	81
		認可外保育施設				4	2
	南平 新郷 鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	622	105	1,788	940	215
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,555	20			
		特定地域型保育事業				128	40
		認可外保育施設				3	1
	合計②		10,695	515	6,864	4,275	967
		7,379		5,242			
②-①		3,822	-830	481	-164	121	
		-349		-43			

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

【再掲】満3歳未満の保育利用率(市全体)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0~2歳児童数 ①	人	14,669	14,919	15,019	15,128	15,248
3号利用定員数 ②	人	5,734	5,824	5,914	6,004	6,094
保育利用率 ②÷①	%	39.1	39.0	39.4	39.7	40.0

注:各年度の数値は翌年度4月1日

(旧)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

<令和6年度>

(単位：人)

		令和6年度(令和7年4月1日時点)					
		1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)		
			教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳	
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,517	1,038	2,530	2,311	429	
	神根、安行、戸塚	2,379	367	1,607	1,433	306	
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,977	685	1,501	1,344	279	
	合計①	6,873	2,090	5,638	5,088	1,014	
		7,728		6,102			
提供体制の 確保の内容・ 実施時期	中央 横曽根 青木 芝	特定教育・保育施設	1,789	784	3,560	1,918	330
		新制度未移行の幼稚園(※)	2,079	191			
		特定地域型保育事業				393	97
		認可外保育施設				12	6
	神根 安行 戸塚	特定教育・保育施設	853	483	2,259	1,157	227
		新制度未移行の幼稚園(※)	1,583	37			
		特定地域型保育事業				258	74
		認可外保育施設				0	0
	南平 新郷 鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	1,057	523	2,114	1,099	209
		新制度未移行の幼稚園(※)	1,698	72			
		特定地域型保育事業				232	64
		認可外保育施設				12	6
	合計②		9,059	2,090	7,933	5,081	1,013
		10,023		6,094			
②-①		2,186	0	2,295	-7	-1	
		2,295		-8			

※「私立幼稚園長時間預かり推進事業」の受け入れ枠は「新制度未移行の幼稚園」の2号認定(教育ニーズ)に計上

【再掲】満3歳未満の保育利用率(市全体)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0~2歳児童数 ①	人	14,669	14,919	15,019	15,128	15,248
3号利用定員数 ②	人	5,734	5,824	5,914	6,004	6,094
保育利用率 ②÷①	%	39.1	39.0	39.4	39.7	40.0

注:各年度の数値は翌年度4月1日

## (2) 提供体制の確保の考え方

国の子育て安心プランに従い、令和2年度末までに待機児童ゼロを達成するための必要な施設整備を行います。

令和3年度以降は、ニーズの伸びに合わせ、主に低年齢児の定員を確保します。また、長期的には少子化傾向であること、2号認定の教育ニーズが高まっていることから、既存幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

1号認定
○ 既存幼稚園に対して認定こども園への移行支援を行い、2・3号認定の定員増を図ることから、1号認定の定員数は徐々に減らしていく計画とします。
2号認定教育ニーズ
○ 認定こども園の整備及び私立幼稚園の長時間預かりの拡充を図ることにより、定員増を図ります。
2号認定保育ニーズ及び3号認定
○ 認可保育所、認定こども園の整備等により定員増を図ります。

[令和5年中間見直し]

利用申込児童数が計画値と比較して下回っていることを受け、実績値をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

## (2) 提供体制の確保の考え方

国の子育て安心プランに従い、令和2年度末までに待機児童ゼロを達成するための必要な施設整備を行います。

令和3年度以降は、ニーズの伸びに合わせ、主に低年齢児の定員を確保します。また、長期的には少子化傾向であること、2号認定の教育ニーズが高まっていることから、既存幼稚園の認定こども園への移行を推進します。

1号認定
○ 既存幼稚園に対して認定こども園への移行支援を行い、2・3号認定の定員増を図ることから、1号認定の定員数は徐々に減らしていく計画とします。
2号認定教育ニーズ
○ 認定こども園の整備及び私立幼稚園の長時間預かりの拡充を図ることにより、定員増を図ります。
2号認定保育ニーズ及び3号認定
○ 認可保育所、認定こども園の整備等により定員増を図ります。

(新)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

これまでの利用状況等を踏まえ、計画期間における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み及び確保方策を次の通りに定めます。

※【 】内は川口市の事業名

##### (1) 時間外保育事業【延長保育事業】

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	2,680	3,055
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,553	1,677
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	1,289	1,399
	合計①	7,851	7,795	7,761	5,522	6,131
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	2,680	3,055
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,553	1,677
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	1,289	1,399
	合計②	7,851	7,795	7,761	5,522	6,131
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

保育施設の整備に併せて、全施設の事業実施に努めます。

【令和5年中間見直し】

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

(旧)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

これまでの利用状況等を踏まえ、計画期間における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み及び確保方策を次の通りに定めます。

※【 】内は川口市の事業名

##### (1) 時間外保育事業【延長保育事業】

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	3,774	3,799
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,903	1,916
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	2,083	2,098
	合計①	7,851	7,795	7,761	7,760	7,813
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3,818	3,790	3,774	3,774	3,799
	神根、安行、戸塚	1,925	1,912	1,903	1,903	1,916
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2,108	2,093	2,084	2,083	2,098
	合計②	7,851	7,795	7,761	7,760	7,813
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

保育施設の整備に併せて、全施設の事業実施に努めます。

## (3) 一時預かり事業（未就学児）

## [事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、幼稚園、認定こども園、保育所、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、子どものトワイライトステイ事業において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

## ①幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用）

## [量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	34,610	34,610
	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	36,230	36,230
	合計①	140,100	140,100	140,100	132,160	132,160
内容・実施時期の確保	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	34,610	34,610
	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	36,230	36,230
	合計②	140,100	140,100	140,100	132,160	132,160
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

## [確保方策の考え方]

幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。

[令和5年中間見直し]

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

## (3) 一時預かり事業（未就学児）

## [事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、幼稚園、認定こども園、保育所、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、子どものトワイライトステイ事業において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

## ①幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用）

## [量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	35,640	35,640
	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	43,140	43,140
	合計①	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100
内容・実施時期の確保	中央、横曽根、青木、芝	61,320	61,320	61,320	61,320	61,320
	神根、安行、戸塚	35,640	35,640	35,640	35,640	35,640
	南平、新郷、鳩ヶ谷	43,140	43,140	43,140	43,140	43,140
	合計②	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

## [確保方策の考え方]

幼稚園や認定こども園での預かり保育実施の充実に努めます。

(新)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

②幼稚園の一時預かり（2号認定による利用）

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,010	23,010
	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	24,150	24,150
	合計①	93,400	93,400	93,400	88,040	88,040
提供 体制の 確保の 内容・ 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,010	23,010
	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	24,150	24,150
	合計②	93,400	93,400	93,400	88,040	88,040
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

幼稚園での預かり保育実施の充実に努めます。

[令和5年中間見直し]

利用実績をもとに量の見込みと提供体制を見直します。

※幼稚園・認定こども園の一時預かり

(1号認定による利用と2号認定による利用の合計)

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	57,620	57,620
	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	60,380	60,380
	合計①	233,500	233,500	233,500	220,200	220,200
提供 体制の 確保の 内容・ 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	57,620	57,620
	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	60,380	60,380
	合計②	233,500	233,500	233,500	220,200	220,200
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

(旧)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

②幼稚園の一時預かり（2号認定による利用）

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,760	23,760
	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	28,760	28,760
	合計①	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400
提供 体制の 確保の 内容・ 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	40,880	40,880	40,880	40,880	40,880
	神根、安行、戸塚	23,760	23,760	23,760	23,760	23,760
	南平、新郷、鳩ヶ谷	28,760	28,760	28,760	28,760	28,760
	合計②	93,400	93,400	93,400	93,400	93,400
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

幼稚園での預かり保育実施の充実に努めます。

※幼稚園・認定こども園の一時預かり

(1号認定による利用と2号認定による利用の合計)

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400
	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	71,900	71,900
	合計①	233,500	233,500	233,500	233,500	233,500
提供 体制の 確保の 内容・ 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	102,200	102,200	102,200	102,200	102,200
	神根、安行、戸塚	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400
	南平、新郷、鳩ヶ谷	71,900	71,900	71,900	71,900	71,900
	合計②	233,500	233,500	233,500	233,500	233,500
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする



(新)

第5章 量の見込みと提供体制

- ③一時預かり事業（保育所）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、  
子どものトワイライトステイ事業

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170
	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,510	5,510
	合計①	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
	提供体制の確保の 内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,289
	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,177	3,177
	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,516	5,516
	合計②	13,960	13,960	13,960	13,982	13,982
	②-①	0	0	0	22	22

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

- 〇一時預かり事業（保育所）

保育所等の施設整備と併せて、実施施設の確保に努めます。

- 〇ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。

- 〇子どものトワイライトステイ事業

事業実施施設より事業廃止手続きがされたため、現在、提供体制の確保ができていない状況です。利用状況については、直近5年間の利用はなく、また、ニーズ調査においても、利用希望はなしという結果です。

事業再開には一定の期間が必要であることから、今後は、事業実施方法や実施施設について再検討し、当面は、令和6年度に地区ごとではなく市内で1か所とし提供体制の確保に努めます。

[令和5年中間見直し]

- 〇子どものトワイライトステイ事業

計画当初は、令和6年度に市内各地区に提供可能となる施設1か所を確保する計画としていましたが、令和2年度中に事業実施施設を確保したため、提供体制を見直します。

(旧)

第5章 量の見込みと提供体制

- ③一時預かり事業（保育所）、ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）、  
子どものトワイライトステイ事業

[量の見込みと確保方策]

(単位:年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,170	3,170
	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,510	5,510
	合計①	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
	提供体制の確保の 内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	5,280	5,280	5,280	5,280
	神根、安行、戸塚	3,170	3,170	3,170	3,170	3,248
	南平、新郷、鳩ヶ谷	5,510	5,510	5,510	5,510	5,585
	合計②	13,960	13,960	13,960	13,960	14,210
	②-①	0	0	0	0	250

※各年度の末日を基準日とする

[確保方策の考え方]

- 〇一時預かり事業（保育所）

保育所等の施設整備と併せて、実施施設の確保に努めます。

- 〇ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

サポーター会員の増員や既存会員の継続活動につながるような取り組みを行い、体制の確保に努めます。

- 〇子どものトワイライトステイ事業

事業実施施設より事業廃止手続きがされたため、現在、提供体制の確保ができていない状況です。利用状況については、直近5年間の利用はなく、また、ニーズ調査においても、利用希望はなしという結果です。

事業再開には一定の期間が必要であることから、今後は、事業実施方法や実施施設について再検討し、当面は、令和6年度に地区ごとではなく市内で1か所とし提供体制の確保に努めます。

(新)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

(6) 子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:年間の延べ利用回数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	3	3
	合計①	10	10	10	10	10
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	3	3
	合計②	10	10	10	10	10
	(か所)	2	2	2	3	3
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

市内に1か所、市外に1か所の計2か所の施設を確保していますが、直近5年間の利用実績がない状況となっています。また、ニーズ調査では、直接的な当該事業にかかる利用希望は「なし」との回答を得ていることから、現状維持の量の確保とします。

【令和5年中間見直し】

令和3年度より徐々に利用されるようになってきたことを受け、各地区の量の見込みについて、これまでの利用実績と、児童人口数（推計）による按分により算出した日数に見直します。

提供体制については、令和2年度に新たに市外1か所で事業を開始し、市内に1か所、市外に2か所の計3か所となっていることから、実績に合わせて見直します。

また、令和4年度には、里親によるショートステイ事業を開始しました。

(旧)

第2期川口市子ども・子育て支援事業計画

(6) 子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:年間の延べ利用回数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	4	4
	合計①	10	10	10	10	10
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	4	4
	合計②	10	10	10	10	10
	(か所)	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

市内に1か所、市外に1か所の計2か所の施設を確保していますが、直近5年間の利用実績がない状況となっています。また、ニーズ調査では、直接的な当該事業にかかる利用希望は「なし」との回答を得ていることから、現状維持の量の確保とします。

(新)

### (8) 利用者支援事業

#### 【事業の概要】

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

#### ◆基本型・特定型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
	合計①	3	3	3	3	3
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
	合計②	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

#### ◆母子保健型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	3	3
	合計①	7	7	7	9	9
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	4	4
	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	3	3
	合計②	7	7	7	9	9
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

#### 【確保方策の考え方】

【基本型・特定型】は、1区域1か所で実施し、子育て情報の提供や相談等による支援の充実に努めます。

【母子保健型】は、令和2年度から中央、芝・神根地区を担当する保健ステーションにおいても、実施できるように努めます。

#### 【令和5年中間見直し】

【母子保健型】は、令和5年度より各保健ステーションで実施する予定であることから、量の見込みと提供体制を見直します。

(旧)

### (8) 利用者支援事業

#### 【事業の概要】

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

#### ◆基本型・特定型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
	合計①	3	3	3	3	3
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	1	1
	神根、安行、戸塚	1	1	1	1	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	1	1
	合計②	3	3	3	3	3
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

#### ◆母子保健型

(単位:か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	2	2
	合計①	7	7	7	7	7
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	2	2	2	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	2	2	2	2	2
	合計②	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

#### 【確保方策の考え方】

【基本型・特定型】は、1区域1か所で実施し、子育て情報の提供や相談等による支援の充実に努めます。

【母子保健型】は、令和2年度から中央、芝・神根地区を担当する保健ステーションにおいても、実施できるように努めます。

(新)

(旧)

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業、こにちは赤ちゃん訪問事業】

〔事業の概要〕

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	1,739	1,739
	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,113	1,113
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	986	986
	合計①	4,885	4,908	4,943	3,838	3,838
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	1,739	1,739
	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,113	1,113
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	986	986
	合計②	4,885	4,908	4,943	3,838	3,838
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

〔確保方策の考え方〕

原則として、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とすることから、人口推計に基づく量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

〔令和5年中間見直し〕

出生数が減少していることから、実際の出生数に基づき、量の見込みと提供体制を見直します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問事業、こにちは赤ちゃん訪問事業】

〔事業の概要〕

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	2,260	2,274
	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,444	1,453
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	1,280	1,288
	合計①	4,885	4,908	4,943	4,984	5,015
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,215	2,225	2,241	2,260	2,274
	神根、安行、戸塚	1,415	1,422	1,432	1,444	1,453
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,255	1,261	1,270	1,280	1,288
	合計②	4,885	4,908	4,943	4,984	5,015
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

〔確保方策の考え方〕

原則として、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象とすることから、人口推計に基づく量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

(新)

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	143	143
	神根、安行、戸塚	78	81	84	121	121
	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	80	80
	合計①	270	280	290	344	344
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	143	143
	神根、安行、戸塚	78	81	84	121	121
	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	80	80
	合計②	270	280	290	344	344
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

養育支援が特に必要とされた家庭に対して適切な養育を支援するため、量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

【令和5年中間見直し】

令和2年度から令和3年度までに実施した「専門的相談支援」の実数により、量の見込みを見直します。また、支援が必要とされた家庭全てに対して、提供体制を確保していくため、提供体制も見直します。

(旧)

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	136	140
	神根、安行、戸塚	78	81	84	87	90
	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	77	80
	合計①	270	280	290	300	310
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	123	127	131	136	140
	神根、安行、戸塚	78	81	84	87	90
	南平、新郷、鳩ヶ谷	69	72	75	77	80
	合計②	270	280	290	300	310
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

【確保方策の考え方】

養育支援が特に必要とされた家庭に対して適切な養育を支援するため、量の見込みで算出した実数を支援できるよう提供体制を確保しています。

## (11) 妊婦健康診査

## [事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

## [量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,650	2,650
	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	934	934
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	738	738
	合計①	5,235	5,258	5,293	4,322	4,322
提供 体制の 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,650	2,650
	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	934	934
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	738	738
	合計②	5,235	5,258	5,293	4,322	4,322
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

## [確保方策の考え方]

全対象者が健診を受けられるように周知勧奨します。

## [令和5年中間見直し]

妊娠届出数が減少していることから、実際の妊娠届出数に基づき、量の見込みと提供体制を見直します。

## (11) 妊婦健康診査

## [事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

## [量の見込みと確保方策]

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,418	2,432
	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	1,545	1,554
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	1,371	1,379
	合計①	5,235	5,258	5,293	5,334	5,365
提供 体制の 実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,373	2,383	2,399	2,418	2,432
	神根、安行、戸塚	1,516	1,523	1,533	1,545	1,554
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,346	1,352	1,361	1,371	1,379
	合計②	5,235	5,258	5,293	5,334	5,365
	②-①	0	0	0	0	0

※各年度の末日を基準日とする

## [確保方策の考え方]

全対象者が健診を受けられるように周知勧奨します。

**(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業****[事業の概要]**

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の教育・保育ニーズに沿った施設整備等を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援を行う他、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、必要な援助を行う事業です。

**[確保方策の考え方]**

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備等が図られるよう調査研究を行う他、適切な支援の方法についても検討します。

**[令和5年中間見直し]**

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を行います。

**[以下、令和5年中間見直しにより追加]****(14) 子育て世帯訪問支援事業****[事業の概要]**

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業です。

**[確保方策の考え方]**

制度の詳細を検討するなかで示します。

**(15) 親子関係形成支援事業****[事業の概要]**

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図る事業です。

**[確保方策の考え方]**

制度の詳細を検討するなかで示します。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業****[事業の概要]**

待機児童を解消するためには、子育て安心プランに基づく受け皿の確保や、地域の教育・保育ニーズに沿った施設整備等を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する支援を行う他、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、必要な援助を行う事業です。

**[確保方策の考え方]**

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備等が図られるよう調査研究を行う他、適切な支援の方法についても検討します。